

# 林道などの 早期復旧を

林業関係の被害総額は百三十七億五千六百万円にのぼっており、その主なものは次のとおりです。

林道施設被害は、県下五百二十四路線の林道のうち、四十三市町村で二百十五路線、八百七箇所、延長十六キロにわたって被災し、被害額は十三億四千二百万円となっています。

山地崩壊は六十九市町村で千三百三十二箇所、六十五キロで溪流が荒廃、山腹が崩壊したものの百一十箇所におよび、被害額は百七十七億三千八百万円となっています。

治山事業で設置した林地荒廃防止施設被害は二十四箇所で一億八千三百万円となっています。その他の被害では造林地百四十九箇所、苗畑施設六箇所、製材所等九箇所、林産物四千二百立方メートル、作業道四百五十六箇所で被災し、被害額は四億七千五百万円となっています。

被災後の対応と今後の対策  
被害発生と同時に被害の把握に努め、被害状況を林野庁、水産庁に報告し、今後の復旧対策について要請しました。

林道施設のうち、地域住民の生活道となっている六路線については、現地査定の前に応急工事として実施出来るよう林野庁と七月二十三日と八月六日の二度にわたり設計協議を行い、一部は既に関係市町村において復旧工事に着手しています。その他の箇所についても、現地査定が八月末から九月にかけて実施され、査定後、緊急性の高いものから順次、三箇年で復旧工事を実施します。



山くずれで地肌が露出した悲惨な現場(水上村)

施出来ることとなります。

その他の崩壊地については、第六次治山事業五箇年計画に繰り入れて、緊急性の高いものから順次計画的に復旧を図っていきます。

林地荒廃防止施設の被害については、八月末に現地査定が行われる予定で、その後三箇年で復旧工事を実施します。

林業被害については、森林国営保険、各種の融資により対応することになっております。

裏山からの鉄砲水で埋没寸前の民家(天草町)



地すべりで足もとをすくわれ、倒れてしまった大木(産山村)

水産業関係の被害は十一億二千八百万円でその主なものは次のとおりであります。

漁港施設被害は県管理漁港で六箇所、市町村管理漁港の四箇所において、護岸や突堤等が被災しました。被害額は八千四百万円にのぼっています。

水産業被害は干潟漁場に汚泥が流入し、アサリのへい死がでるとともに、樹木、廃棄物等が

流入して漁場が汚染し、漁船や漁具の流失、破損が生じました。海面養殖では、タイ、ヒラメ、クルマエビ等のへい死と養殖施設破損がありました。また内水面養殖では、施設の冠水により、アユ、コイ、ヤマメ、金魚等が流失する被害を受けました。被害額は十億六千八百万円にのぼっています。

被災後の対応と今後の対策

漁港施設被害については、緊急に復旧を要する倉岳町の宮田漁港を現地査定前に応急工事として実施出来るよう、八月末に水産庁と協議を行い復旧します。その他の箇所については、十月に現地査定が行われる予定で、その後三箇年で復旧工事を実施します。

水産関係の被害で、漁場被害のうち樹木等の堆積については、水産庁と協議して早急に除去するよう検討しており、干潟漁場

# 漁港の応急工事と各種資金



被害を受けた漁港岸壁(倉岳町)



流入した泥土でへい死した養殖場のあさり(田浦湾)



河川から流入した泥土でへい死し海岸に打上げられたあさりの死にがら(飽田町)

の復旧については、地元市町村及び漁業協同組合と復旧対策について協議しています。

また、漁業者個人の被害については、融資によって対応することになっていますが、施設被害については、漁業近代化資金及び農林漁業金融公庫資金の災害復旧資金をもって対応し、種苗、稚魚等施設以外の被害については、熊本県漁業振興貸付金をもって対応することになっています。